

様

浪江町の復興に向けた要望書

平成29年6月22日

福島県双葉郡浪江町議会
議長 紺野 榮重

浪江町の復興に向けた要望趣旨

我々浪江町議会は原発事故による避難以降、除染・賠償見直し・医療健康問題など関係機関のご支援のもと、復旧・復興と町民の生活再建のため全力を挙げて取り組んできた。

先般、当町の一部地域の避難指示が解除され、民間事業者も含め関係機関が全力で復興に取り組める下地ができた。また、福島復興再生特別措置法の改正により、特定復興再生拠点区域整備の道筋が示された。

しかしながら、放射線量や暮らしの環境など乗り越えるべき課題はまだまだ山積している。

さらに、双葉郡北部の復興拠点としてイノベーション・コースト構想を具現化することが、浪江町の復興はもとより双葉郡全体の復興のためにも極めて重要となってくる。

今後とも、国・県は原子力災害の現状を正しく認識され、直面する生活・生業の再建に必要な支援を継続するよう強く求める。

また、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、当該損害の迅速・確実な賠償と被害者の心情に配慮した誠実な対応をするよう、国が東京電力ホールディングス株式会社に指導することを強く求めるものである。

要 望 事 項

I 復旧・復興の加速

- 1 復興・創生期間の継続
- 2 避難指示解除後の迅速かつ適切な取り組み
- 3 イノベーション・コースト構想の実現
- 4 帰還困難区域の復興の道筋
- 5 除染・放射線対策
- 6 森林再生
- 7 事業再開のための補助金や支援策の強化
- 8 農林水産業再生に向けた対策、支援体制、助成制度の強化
- 9 中心市街地の再生
- 10 総合的な道路の整備
- 11 有害鳥獣対策

II 生活支援と医療・健康

- 1 復興公営住宅の入居条件緩和、借上げ住宅制度の継続
- 2 高速道路無料化の継続
- 3 医療費の一部負担金の免除及び保険料等の減免措置の継続
- 4 固定資産税(宅地)の減免
- 5 長期的な医療保障制度の構築
- 6 医療、介護・福祉を担う人材の確保
- 7 診療所と県内外の医療・福祉機関との連携強化
- 8 教育環境の整備、文化的資産の保全・継承
- 9 買い物環境の整備

10 被災者生活再建支援金の継続

Ⅲ 損害の適切な賠償

- 1 農林業者を含む事業者への営業損害賠償の継続
- 2 原子力損害賠償紛争解決センター和解案の尊重
- 3 精神的損害及び家賃の賠償継続

Ⅳ 廃炉と情報公開・危機管理

- 1 情報公開の徹底
- 2 県内原子炉の全基廃炉
- 3 災害対策に責任もてる危機管理体制

Ⅴ 原発被災自治体再生のための支援

- 1 自治体運営に欠かせない人的支援の強化
- 2 自治体運営のための恒久的な財政支援
- 3 自立のための産業誘導策の強化

I 復旧・復興の加速

1 復興創生期間の継続

- ①「復興・創生期間」は平成 32 年度までの 5 年間と定められているが、浪江町を含め福島の被災地域は 5 年で復興を完遂することが困難である。「復興・創生期間」後も、国として支援体制を継続すること。
- ②財源面では、震災復興特別交付税により、「復興・創生期間」においては、人口減や産業流出等の理由による税収減収分の補填を含め、被災自治体の実質的な負担はないが、この措置を自治体の行財政が震災前の水準並みに運用できるようになるまで継続すること。
- ③交付税算定における原発被災団体の人口特例措置等について、被災自治体における行政サービス提供の枠組みが確定するまでは、「復興・創生期間」に限定せず現行の特例措置のまま運用すること。
- ④避難者の生活が一定程度安定するまで、住民票を異動させなくても行政サービスが受けられるよう、原発避難者特例法に基づく特例事務を当分の間継続すること。
- ⑤復興交付金、福島再生加速化交付金など復興に係るハード事業交付金については、町の復興計画に沿った整備が完了するまで、財源メニューとして継続すること。
- ⑥さらに、財源の確保のみならず、実際に必要なマンパワーを集团的に地元自治体・商工会・まちづくり会社等に派遣し、現場で起こっている問題解決にあたらせる具体的な人材派遣スキームを構築すること。

2 避難指示解除後の迅速かつ適切な取り組み

町が組織した「避難指示解除に関する有識者検討委員会」から提出されたフォローアップ会合報告書で「意識的に取組を拡充・強化すべきである。」と報告されていた十数項目を確実に実施するための、国による財政的及び人的支援を継続・拡充すること。

3 イノベーション・コースト構想の実現

① ロボットテストフィールド

(1) 町の北棚塩地区に、無人航空機の離着陸試験用滑走路の設置が決定された。本滑走路を活用し、企業や研究機関が試験を行うと同時に、製品開発や生産等を行うことができるよう、滑走路周辺に産業団地を造成・整備すること。

(2) 当該産業団地は、無人航空機の試験・開発のみならず、自動車の自動走行等、先端的かつ将来性の高い技術の試験・開発フィールドとして活用することにより、国内外の多様なロボット開発に携わる企業や研究機関が集積する拠点として整備すること。

(3) これら構想実現のため、財政を含め必要な支援をすること。

(4) 先端的かつ将来性の高いロボット開発を進めるフィールドを開発するため、どのような要素が必要か、国、県、町が一体となり具体的に検討を進めること。

② 大規模水素製造拠点

新生ふくしま復興推進本部会議において、浪江町に大規模水素製造拠点を整備するよう、福島県が国に推薦することが決定された。事業実現に向け、財政支援等あらゆる措置を講ずること。

4 帰還困難区域の復興の道筋

- ①復興拠点だけでなく帰還困難区域全体の除染・復興について明確にすること。
- ②復興拠点を中心とするまちづくり、地域づくりに際し、インフラ整備、生活環境整備等の公共的観点から行う除染を早期に実施すること。
- ③農地、道路、住居周辺の除草など保全管理に責任を持つこと。
- ④帰還困難区域における民間事業者の事業再開は、町の復旧・復興に資すると解されることから、そのために必要な除染は公共的観点から実施すること。
- ⑤特定復興再生拠点整備計画の認定にあたっては、地元の意向を尊重すること。
- ⑥一部携帯電話の不通区間を解消すること。

5 除染・放射線対策

- ①追加被ばく線量が年間1 mSv以下となるまで、放射性物質の残留実態に即した追加除染を確実に実施すること。
- ②除染後に住民の不安が解消されない場合には、住民の要望と現地の状況を総合的に勘案し、追加除染を速やかに実施すること。
- ③農業用水や飲料水の水源となる山林や河川についても、除染の工程表を示し確実に実施すること。
- ④空間及び土壌中の放射線量について、宅地・農地・里山・山林・河川・ため池の詳細なメッシュ調査を行い、その状況を公表すること。
- ⑤中間貯蔵施設を早期に整備し、町内仮置き場を解消すること。

6 森林再生

- ①森林の放射線量低減に向け、除染を含めた技術の開発・実証等を、地域毎の実情にあわせて進めていくこと。
- ②里山再生モデル事業を帰還困難区域内においても実施すること。

7 事業再開のための補助金や支援策の強化

- ①グループ補助金など今ある制度は以前より補助対象の要件がより厳しくなっている。また、事業継続が可能かどうかの見極めが難しい状況にあり、原発避難地域の事業者は再開をためらっている。そのため新たな制度を新設し継続的な運用を図ること。
- ②時間を要するふるさとの再生を待たずに多くの雇用を支えた事業所破綻が懸念されている。被災事業所が避難先を含めて事業を継続、再開するための補助金、支援策を新たに実施すること。特に、電気料金の軽減措置等の優遇措置について検討すること。
- ③企業誘致を促進するため、進出企業に借入金に対する利子補給などの優遇措置を講じた場合は、特別交付税等により財源措置を行うこと。
- ④帰町して事業再開する者に対するランニングコストの支援を実施すること。
- ⑤浜通り地域における従業員の確保は困難であり、人手を確保するために遠方の避難先からの通勤を強いなければならない状況である。よって、通勤手当に対する補助制度を導入すること。

8 農林水産業再生に向けた対策、支援体制、助成制度の強化

原子力災害被災地の農業者は、汚染された農地での営農に大きな不安を抱えており、そもそも再開すべきかどうか迷っている状況である。農業者が一步を踏み出し、「意欲」をもてるような対応が必要不可欠である。

助成制度の強化は不可欠であるものの、その助成制度を活用して、有効な農地管理と運営、新しい農業を切り拓く能力を兼ね備えた人材の育成スキームを構築すべきである。特に被災地における、農業の復旧と復興には、技術的な習熟度とともに、関係制度、予算等における高度な知識が同時に必要である。

また、農業用水について、大柿ダムの湖底や河川に残留する大量の汚染物質の抜本的対策が必要である。当面、ダムにおいては濁度計による放射性物質対策を実施する予定ですが、頭首工においては対策が講じられていない。

- ①これらの用水系においても、放射性物質の流入を防止するための効果的な対策を講じること。
- ②復興を見据えた農林水産業担い手の育成スキームを構築すること。
- ③農林水産物の風評被害対策として、科学的なデータに基づく正確な情報と理解を広め、安全に加え、消費者の安心を確保すること。
- ④請戸漁港の復旧が進み、去る2月に26隻の漁船が帰港した。今後見込まれる試験操業日数の増加に対応するため、港湾施設の整備を早急に完了できるよう必要な支援すること。

9 中心市街地の再生

- ①「中心市街地再生」のため、人的・財政的支援を行うこと。
- ②長期避難により管理不能で劣化した家屋の「解体除染」を国の責任で進め、区画整理事業を確実に実施すること。

1 0 総合的な道路の整備

- ①原発事故の教訓に鑑み、国道114号、国道288号は避難道として重要である。また、国道114号は高度専門医療を担う中核機関である県立医大附属病院と当町を結ぶ「命の道路」として重要である。したがって、道路の総合的な改良の必要がある。中通りと浜通りを東西に連絡する高い規格避難道の建設をすること。
- ②中間貯蔵施設への搬入道路は復興に関わる道路とは別にし、住民生活に支障が出ないように整備すること。

1 1 有害鳥獣対策

当町では平成28年度に659頭ものイノシシを捕獲した。前年度と比べ398頭増えているものの、未だ被害が続発している。また、帰町する町民の増加に伴い町民と遭遇することが増えており、偶発的接触による人的被害も懸念される。広域的に効果的な対策を早急に実施し、被害を未然に防ぐこと。

II 生活支援と医療・健康

1 復興公営住宅の入居条件緩和、借上げ住宅制度の継続

①避難指示解除後もすぐには住居が定まらず避難が継続することは明白である。県営復興公営住宅の入居条件を緩和し、避難生活が継続する間は、借上げ住宅（借上げ特例住宅等を含む）の制度を継続すること。また、生活の実態に合わせて移動が可能とすること。

②復興公営住宅等の家賃については、全額を減免すること。

2 高速道路無料化の継続

全国に避難し家族が離散している住民にとっては、家族を繋ぐ大事な路線であり、通勤路線としても重要な意味を持つものとなっている。そのため、平成30年3月31日までとなっている無料化措置を継続すること。

3 医療費の一部負担金の免除及び保険料等の減免措置の継続

長期化する避難生活により体調を崩す住民が増加している。帰還困難区域を除き、医療費の一部負担の免除及び保険料等の減免措置は平成30年2月までとなっているが、免除・減免措置を継続すること。また、所得要件を撤廃すること。

4 固定資産税(宅地)の減免

長期避難により解体・撤去した家屋の宅地の課税標準額について、従来のまま減免措置を適用すること。

5 長期的な医療保障制度の構築

子どもや妊産婦のみならず、避難支援策の欠如及びSPEED I（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の隠ぺいにより多くの町民は、相対的な被ばくリスクが高いことから、長

期的な医療保障制度を早急に構築すること。

特に、福島県内においては甲状腺がんが多発しており各個人の検診・追跡調査を徹底して進めること。費用はすべて、国費で対応すること。

6 医療、介護・福祉を担う人材の確保

避難の長期化に伴い要介護者が増加するとともに、介護・福祉職員が激減しており、人材不足が深刻化している。高齢者が安心して生活できる生活環境を実現するため、地域医療サービス、介護・福祉サービスが確実に提供できるよう、それらを担う医師や看護師、介護福祉士等の人材確保策を強化し、必要な財政措置を講ずること。

7 町営診療所と県内外の医療・福祉機関との連携強化

浪江・仮設津島診療所で処置できない患者の緊急受入れや、老人ホーム等入所希望者の早期入所などを含めた連携強化が必要である。そのため、国は医療機関、福祉機関に連携強化のための財政支援・人的支援を行うこと。

8 教育環境の整備、文化的資産の保全・継承

子供たちの安全・安心な教育環境を整備し、文化的資産の保全・継承のための支援を行うこと。

9 買い物環境の整備

「まち・なみ・まるしえ」において一部商店は開業しているが、生活が成り立つには不十分である。生鮮食品店や薬局、ホームセンター等の開店を望む声が多くある。早期実現に向け、国の積極的な関与と実態に即した支援を求める。

10 被災者生活支援金の継続

被災者生活支援金の申請は平成30年4月10日までとなっているが、半壊や大規模半壊の場合には解体が終了してからの申請となる。しかし、環境省による解体工事は申込総数約2300件のうち完了した件数は平成29年度末で約800件である。いまだ1500件もの解体工事が残っており、申請期限までに完了するとは考えられない。よって、申請期間を環境省が行う解体工事が完了するまで継続すること。

Ⅲ 損害の適切な賠償

1 農林業者を含む全ての事業者への営業損害賠償の継続

①震災前の営業環境を回復すべく、不断の努力をしているにもかかわらず、震災前と同等の収入を確保するのが極めて困難な状況にある。減収による損害について賠償を継続すること。

②農林業に係る今後の損害賠償について、農林業固有の特性に配慮し、損害が続く限り継続すること。

2 原子力損害賠償紛争解決センター和解案の尊重

原子力損害賠償紛争解決センターが提示した和解案を尊重するよう、国が当事者に指導を行うこと。

3 精神的損害及び家賃の賠償継続

精神的損害及び家賃の賠償が平成30年3月で打ち切られる。避難指示が解除されたとはいえ、様々な理由ですぐに帰町できない町民が大多数である。そもそもの原因は原発事故にあり、帰町できないことを個人の都合と切り捨てず、帰町できる環境となるまで賠償を継続すること。

IV 廃炉と情報公開・危機管理

1 情報公開の徹底

今後数十年にわたる廃炉に向け、迅速・正確な情報開示を徹底すること。

2 県内原子炉の全基廃炉

県内全原子炉10基の廃炉を指導すること。

3 災害対策に責任をもてる危機管理体制

①国が中心となり、県、町、原子力事業者と連携し、避難等の判断ができる通報内容の検討や確実な連絡体制の整備をすること。

②現在の通報体制では、原子力事業者からの事象報告が主であり、専門知識が十分でない地方自治体では、事象の意味や避難を含めた防護措置の可否を即座に判断できない。国は、その判断を加えた上で自治体に対し連絡するよう、危機管理体制を整備すること。

V 原発被災自治体再生のための支援

1 自治体運営に欠かせない人的支援の強化

復旧・復興に取り組んでいるが、慢性的に人員が不足している。技術職をはじめ企画力を持った即戦力となる職員が必要である。各省庁からの職員派遣、さらには他自治体職員による支援を継続・拡充すること。

2 自治体運営のための恒久的な財政支援

中長期的な財政運営を担保するため、一時的な交付金等の措置にとどまらない恒久的な財政保障制度を構築すること。

3 自立のための産業誘導策の強化

財政補填に依存することなく自立した地域とするため、事業継続、産業立地策を重点的に推進すること。補助金、税制優遇、産業用地整備、企業誘致など総合的な施策を専門チームにより実施すること。